

広島県建築物防災週間（令和2年度下期）の取組結果について

建 築 課

1 要 旨

- (1) 建築物防災週間は、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年2回実施している。
- (2) 県及び各特定行政庁では、「令和2年度下期（令和3年3月1日～3月7日）」の期間中に吹付けアスベストの飛散防止対策に関する調査及び是正指導を重点に、既存建築物に対する適正な維持保全の指導等を実施した。

2 取組結果について

(1) 防災査察の実施

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を考慮した国からの防災査察の中止要請に基づき、防災査察は中止した。

(2) 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、建築物の防災に関する各種相談を受けた。

(3) 既存建築物に対する適正な維持保全の指導

これまで調査及び指導を継続している「吹付けアスベストの飛散防止対策」について、調査未報告や未是正の所有者等に対し文書等による117件の督促等、必要な指導を行った。

(4) 県民に対する広報活動の実施

県民の防災意識を高めるため、懸垂幕・ポスターの掲示、パンフレットの配布、広報紙・ホームページへの掲載などによる広報活動を行った。

3 今後の県の対応について

- (1) 未是正の所有者等に対しては、改善計画を提出させ、確実に改善が実施されるよう、指導を行う。
- (2) 「広島県建築安全安心マネジメント推進協議会」で取りまとめた「既存建築物の安全性確保に向けた広島県統一の行動計画」に基づいて、県内の各特定行政庁や消防部局等と連携し、建築物の防災対策の推進に努める。